

平成30年6月25日

魚沼市議会議長 森 島 守 人 様

総務委員会

副委員長 佐 藤 敏 雄

総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 閉会中の所管事務等の調査について  
(2) その他
  
- 2 調査の経過 6月25日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。  
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。  
その他で、議会報告会の意見・要望の取り扱いについて及び行政視察について協議した。

## 総務委員会会議録

### 1 審査事件

- (1) 議案第 52 号 魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第 53 号 魚沼市税条例等の一部改正について
- (3) 議案第 54 号 魚沼市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について

### 2 調査事件

- (4) 閉会中の所管事務等の調査について
- (5) その他
  - ・ 議会報告会の意見・要望の取り扱いについて

3 日 時 平成 30 年 6 月 25 日 午前 10 時

4 場 所 広神庁舎 301 会議室

5 出席委員 大桃 聰、佐藤敏雄、大平栄治、高野甲子雄、大屋角政、遠藤徳一、  
(森島守人議長)

6 欠席委員 渡辺一美

7 説明員 佐藤市長、森山総務課長、山内税務課長

8 書記 櫻井議会事務局長、磯部議会事務局次長

9 経 過

開 会 (10 : 00)

佐藤副委員長 渡辺一美委員から欠席の届け出がありましたので報告します。定足数に達していただきますので、ただいまから総務委員会を開会します。これから、本日の会議を開きます。まず、本委員会に付託されました議案について審議願います。

#### (1) 議案第 52 号 魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

佐藤副委員長 日程第 1、議案第 52 号 魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

佐藤副委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大桃委員 医療公社派遣の職員が該当しているが、本来対象の中に何人いらっしゃるんですか。

森山総務課長 27名です。

大桃委員 若干引き上げるといふことなんですけど、1年たたないとわからんでしょうが、去年の実績からいって幾らぐらい上がるか教えてください。

森山総務課長 平成29年度の実績ですが、総額で30万5800円という実績が出ております。

大桃委員 増額分ですか。

森山総務課長 昨年度と同等の勤務内容だとすれば、上がる額が30万6000円弱ということですよ。

佐藤副委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) これで、質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第52号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第52号 魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

## (2) 議案第53号 魚沼市税条例等の一部改正について

佐藤副委員長 日程第2、議案第53号 魚沼市税条例等の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

佐藤副委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大桃委員 改正して、市の税収として何か変わるということは予見できますか。

山内税務課長 質問の答えになるかどうかなんですけど、詳細な上がる額については試算がまだできていない状態です。それにつきましては、加熱式たばこがどのくらいの需要があるのか、細かなデータがございません。それと段階的に移行するということもありますので、詳細な金額については不明でございます。ただ、たばこ人口の減を考慮しますと、平成30年度のたばこ税の調定につきましても減で見込んでおりますので、毎年若干下がっていくと予測しております。

佐藤副委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第53号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第53号 魚沼市税条例等の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

## (3) 議案第54号 魚沼市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について

佐藤副委員長 日程第3、議案第54号 魚沼市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部

改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長　ありません。

佐藤副委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大桃委員　今まで、この制度を使って適用になった方は何人くらいいるんですか。

森山総務課長　合併後、大学課程の履修のためにこの制度を活用された方はおりません。

大桃委員　今現在、そういう方は見込めないということでしょうか。

森山総務課長　今現在、申し出ている方もいないということで、今後も、出てくる可能性はありますが、なかなかそういうケースはないという感じはしております。

佐藤副委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第 54 号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 54 号 魚沼市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### (4) 閉会中の所管事務等の調査について

佐藤副委員長　日程第 4、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が、閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛て申し出したいと思えます。異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申し出を行うことに決定いたしました。

#### (5) その他

##### ・議会報告会の意見・要望の取り扱いについて

佐藤副委員長　日程第 5、その他を議題といたします。この後の日程は、主に議会内部の調査等になりますので、ここで、執行部で報告、協議事項等があればそれを先に行い、なければ、これで執行部からは退席願うこととしたいと思えます。異議ありませんか。(異議なし) それでは、執行部で協議、報告事項はありませんか。

佐藤市長　ございません。

佐藤副委員長　議員の皆さんから、執行部に対して何かありませんか。(なし) なければ、これで執行部からは退席していただきます。しばらくの間、休憩といたします。

休　　憩 (10 : 09)

(執行部退席)

再　　開 (10 : 09)

佐藤副委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。議会報告会の意見・要望の取り扱いについてを議題といたします。事前配付の平成 30 年度第 1 回議会報告会意見・要望取り扱い区分に基づき、これより検討願います。既に検討をしてきていただいたことと思いますので、順次発言を求めます。当委員会の該当は全部で 20 件あります。順を追って取り扱い区分を協議願います。しばらくの間休憩とし、委員間の自由討議により取り扱い等を協議したいと思います。

休 憩 (10 : 10)

(休憩中に自由討議)

再 開 (10 : 17)

佐藤副委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。休憩中に自由討議の意見交換等で協議いただきましたが、取り扱いの区分については、7 番 A、8 番 C、9 番 C、10 番 A、11 番 A、12 番 A、13 番 C、14 番 A、15 番 C、16 番 A、17 番 A、18 番 A、19 番 C、20 番 C、21 番 A、22 番 C、23 番 B、24 番 B、25 番 B、26 番 A とさせていただきます。異議ありませんか。(異議なし) そのように決定させていただきます。

#### ・行政視察について

佐藤副委員長 次に、今年度の行政視察についてです。しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (10 : 19)

(休憩中に自由討議)

再 開 (10 : 28)

佐藤副委員長 休憩を解き、会議を再開します。今年度の行政視察につきましては、ただいま休憩中に協議がなされましたが、協議結果に基づき、委員長、事務局で調整させていただきます。その他、委員の皆さんからご意見、協議事項等はありませんか。(なし) 本日の会議録の作成については、委員長に一任願います。本日の総務委員会は、これで閉会します。

閉 会 (10 : 30)